

## 立ち当番なしの資源ごみ収集体制策定を求める請願書

## 請願趣旨

現在、江南市の資源ごみ収集は、各区・町内の協力なしでは、成り立たない仕組みになっています。その中でも最も負担が大きいのが立ち当番です。早朝、天候いかんにかかわらず、おおむね1時間半から2時間の間、ごみ集積場に当番として立つというのは、各区・町内の住民の義務のようなものになっています。

一方で高齢化や共働き世帯の増加に伴い、当番を担うのは困難という声が上がってきています。しかし収集方法は変わる気配がなく、遠くに住んでいる子供に来てもらったり、それができない人はシルバー人材センターにお金を払って依頼したり、朝だけ有給休暇を取って参加したりと苦肉の策を取っています。また、立ち当番のいる間にしかごみ出しはできませんから、資源ごみ出し時間は著しく制限されます。月2回、1時間半から2時間の間に住民は多様な資源ごみを運ばねばなりません。多くの人間が1か所に集中し、車で運ぶ人、自転車、一輪車で運ぶ人など、当日集積場付近の道はごった返し、危険です。

江南市は、なぜこのような非合理的な資源ごみ収集法を続けているのでしょうか。そして変えようとしないのでしょうか。多くの他市町はこのようなやり方をしていません。例えば瓶・缶・陶磁器・ガラス類は第1・3火曜日、金属・紙類は第2金曜日、プラスチック製容器包装類は毎週水曜日、というように各品目に専用指定袋・籠を作り、回収日を分散させて回収しています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条には、市町村は一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならないとあります。一般廃棄物の処理に関する事業は、住民の日常生活に最も密着した行政サービスの一つであり、地方自治法第2条に定める、市町村は基礎的な地方公共団体として、地域における事務を処理するに該当します。よって、住民の現状を把握し、現方法を検証、改善し、市民が利用しやすいごみ収集体制を策定するのは、市町村の責務と言えます。

以上により、次の事項を請願いたします。

## 請願事項

1. 江南市は現行の資源ごみ収集体制を抜本的に見直し、立ち当番を必要としない合理的なごみ出し体制を策定すること。
2. 江南市は、令和6年度「ごみ処理基本計画」改訂に当たり、可能な限りの市民ニーズを調査し、計画に反映させることによって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条に定められている市町村としての責務を果たすこと。